

内閣参質一九〇第五号

平成二十八年一月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 山崎 正 昭 殿

参議院議員有田芳生君提出警視庁による過剰警備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員有田芳生君提出警視庁による過剰警備に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

警視庁によると、御指摘のデモに対しては、同庁新宿警察署長の指揮の下で、現場における混乱及び交通の危険の防止等のために必要な警備活動が行われていたとのことであり、同庁において、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二条に規定する警察の責務を達成するための業務を適切に行っていたものと考えている。

